

情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第48回）議事録

1 日時 令和元年5月28日（火） 14時00分～14時35分

2 場所 総務省 第1特別会議室（8階）

3 出席者

（1）委員（敬称略）

山内 弘隆（部会長）、相田 仁（部会長代理）、泉本 小夜子、
熊谷 亮丸、知野 恵子（以上5名）

（2）総務省

（総合通信基盤局）

秋本 芳徳（電気通信事業部長）、山碕 良志（事業政策課長）
佐伯 宜昭（事業政策課市場評価企画官）、
大内 康次（事業政策課調査官）、廣瀬 照隆（事業政策課企画官）、
清水 久子（事業政策課ブロードバンド整備推進室長）、
大村 真一（料金サービス課長）、山路 栄作（データ通信課長）
安東 高德（電気通信技術システム課番号企画室長）、
梅村 研（消費者行政第一課長）、中溝 和孝（消費者行政第二課長）

（3）事務局

後潟 浩一郎（情報流通行政局総務課総合通信管理室長）

開 会

○山内部会長 皆さん、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまから、第48回情報通信審議会電気通信事業政策部会を開催いたします。

本日の出席状況でございますが、委員が8名でございます。その中の5名が出席しておりますので、定数を満たしております。ご報告を申し上げます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。本日の議題は報告事項が2件となっております。

報告事項

電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証について

【平成30年8月23日付け諮問第25号】

○山内部会長 まず初めは諮問第25号、電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証についてでございます。

それでは、この電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する件でございますが、特別委員会の主査を私が務めておりますので、私よりご報告をさせていただきます。この電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証でございますが、包括的検証に関する特別委員会の主査でございますので、その調査検討について、中間報告といたしたいと思っております。

本件はネットワーク加速化とか5G等の技術革新、あるいはグローバル化の進展などの市場変化、それから我が国の社会そのものの構造変化といったことを考えますと、これら相互に関連している変化、課題になるわけでありましてけれども、新たな電気通信事業分野の政策について包括的に検討する必要があるということでございますので、これについて昨年8月、総務省より情報通信審議会に諮問されたものでございます。

本件は当部会に付託されまして、昨年9月19日の当部会において、特別委員会で調査検討を行うこととされたものであります。特別委員会では昨年の10月以降、4つの研究会と密接に連携して検討を行いました。そして今般、お手元の資料48-1-2のとおり、中間報告として取りまとめを行ったところでございます。

恐縮でございますけれども、1ページ目と2ページ目に目次がございますので、それをごらんいただければと思います。中間報告の構成について私からご説明させていただきます。まず、はじめにとありますが、その後に第1部ということで、2030年を見据えたネットワークビジョンについてというものでございます。これは今回の検討の背景とか、あるいはネットワークをめぐる環境変化等についてまとめるということございまして、その上で2030年を見据えたネットワークビジョンとその実現に求められる取組の方向性について整理した、これが第1部でございます。

特別委員会においては、7回に及ぶヒアリングを行いました。ここで24の者から、2030年のネットワークの未来像、あるいは政策課題について意見を聴取いたしました。それを踏まえまして、ルール整備、あるいはその見直しが求められる主要な項目として、通信ネットワークにおける仮想化、あるいはグローバル化の進展ということ。これら4つの項目を具体化しまして、一定の方向性を提言しているものでございます。

これが第1部でありまして、第2部はネットワークビジョンを巡る個別の政策課題でございまして、特別委員会において、第1章にある基盤整備等の在り方、それから先ほど言いました研究会が4つほど連携したわけでありまして、各研究会等においてこの第2章から第6章にある個別の政策課題について検討を行っていただきまして、これを中間報告として取りまとめているという形になっております。

このほかに第2部で第7章とございますが、これは今般の包括的検証の契機となりました2015年の電気通信事業法等改正法の施行状況について整理することとしております。そして第3部、終わりにとしまして、包括的検証における今後の取組について提言を行っているところでございます。

以上が報告書の概要になります。この概要をさらに資料48-1-1に取りまとめているところでございます。この詳細につきましては、特別委員会事務局からご説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○山碕事業政策課長 事務局でございます。お手元の資料48-1-1に基づきまして、ご説明いたします。冒頭1ページ目の中間報告書の構成、それから3ページ目の検討の背景につきましては、ただいま山内部長からご報告いただいたところでございますので、割愛させていただきます。

4ページをお開きください。包括的検証全体の検討体制として、この部会の下に特別委員会が設置され、山内主査のもと、2030年を見据えたネットワークビジョン及び

基盤整備等の在り方についてご検討いただきました。それとともに関連する研究会におきまして、プラットフォームサービス、ネットワーク中立性、モバイル市場の競争環境、それから消費者保護ルールの検証に関する事項につきまして、それぞれご検討いただいたところです。今般の中間報告書はこれら研究会の中間報告を特別委員会に集約した上で、特別委員会の検討結果とあわせて取りまとめたものでございます。

5ページをごらんください。ネットワークビジョンと取り組むべき主な方向性についてでございます。左図の2030年を見据えたネットワークビジョンについてご説明いたします。全体として2030年においては、上のところに矢印で引っ張ってあるレイヤ内の水平連携、それから、左側に引っ張ってございますレイヤ間の垂直連携、こうしたことが進展すると考えられます。まず上のほうから。コンテンツ・プラットフォームレイヤを中心に今後データ流通、利活用が一層進展し、電子商取引、交通、医療、農業、生産現場などの幅広い分野において、横断的に情報連携が行われ、新たな価値創造、社会的課題の解決が図られることが期待されます。特にプラットフォームサービスはデータの流通・利活用や情報連携において、今後一層重要な役割を担うと考えられます。

次に、仮想化レイヤ、物理レイヤにおきましては、多様なニーズに対応して、ネットワーク構築・運用を最適化させるということへと、競争軸が漸進的に移行すると考えられます。例えば車の自動走行におきましては、超低遅延のブロードバンドサービスが求められるなど、ニーズに対応したサービス提供が求められ、またネットワーク仮想化技術の活用を通じて、物理レイヤとコンテンツ・プラットフォームレイヤの連携が一層進展すると考えられます。また、5Gにおきましては基地局と光回線の一体的整備が進展するなど、固定・移動通信市場の融合や事業者間連携といった物理レイヤ内の水平連携も進展すると考えられます。

ユーザ・端末レイヤにおきましては、5G、IoTなどの通信の高度化やスライシングサービスの導入などにより、サービスや端末の高度化・多様化が一層進展するとともに、これに伴い柔軟な料金プランや契約形態が登場し、利用者の多様なニーズなどにきめ細かに対応したサービスが提供されると考えられます。

以上のネットワークビジョンにつきまして、その実現に向けて取り組むべき主な方向性についてご説明いたします。5ページの右側をごらんください。上側のコンテンツ・プラットフォームレイヤにおきましては、プラットフォーム事業者の影響力がさらに拡大すると想定されますことから、海外事業者を含めたプラットフォーム事業者によるサ

ービスを利用者が安心して便利に享受できる環境の確保が求められます。

仮想化レイヤ、物理レイヤにおきましては、インターネットにおける通信量の飛躍的な増加が予測されるとともに、これに伴う設備投資の増大が課題となり、環境変化に対応したネットワーク中立性の確保が求められます。また、仮想化技術により、ソフトウェアによる柔軟なネットワーク管理が可能となる一方で、これまで同一の事業者が設備・機能・サービスの全てを担っていた形態が転換し、設備・機能・サービスをそれぞれ異なる事業者が担うことも想定されることから、こうしたことに対応した公正競争や安全・信頼性などの確保が求められます。さらに5G、IoTの普及に伴う事業者間連携の進展や固定・移動市場の融合に対応し、ネットワーク基盤の持続的な高度化を実現するための公正競争等の環境整備も求められます。加えて、人口減少や過疎化といった社会構造の変化、通信サービスの高度化にも対応し、必要なサービスを誰もが利用できる基盤が引き続き全国的に確保されることや、提供手段の効率化が求められます。

ユーザ・端末レイヤにおきましては、5G、IoTなどの通信の高度化に伴い、通信サービスの内容や契約形態などの複雑化が想定されることを踏まえ、利用者が主体的にサービスを利用でき、多様なニーズなどに合致したサービスを低廉に、適正な条件のもとで安心して利用できる環境の確保が求められます。

これらの包括的な取組を講じることにより、Society 5.0の具現化に寄与するとともに、地域も含めた我が国の競争力の強化につなげていくことが期待されるところでございます。

続いて6ページをお開きください。以上ご説明いたしましたネットワークビジョンを踏まえまして、今後の電気通信事業政策に関する取組の方向性を、①通信ネットワークにおける仮想化、②他者設備の利用、③市場の融合、④グローバル化の進展への対応の4項目に整理し、これらの項目について必要なルールに関する検討を深めていくことが提言されたところでございます。

次のページをお開きください。以上が第1部の2030年を見据えたネットワークビジョンの概略でございます。ここから第2部といたしまして、個別の政策課題につきまして、第1章から第7章まで各論を提言しておりますので、ご説明いたします。

8ページをお開きください。第1章の基盤整備等の在り方についてです。NTT法と電気通信事業法が相互に補完することによって実現されてきたユニバーサルサービス制度について、2030年を見据えますと、人口減、コンパクトシティの進展に伴うサー

ビスの提供手段の効率化が求められるほか、Society 5.0を見据え、国民生活に不可欠なサービスの高度化・多様化への対応が求められます。これを踏まえまして、基盤整備等の在り方として、2つの取組の方向性を示しております。まず①電話サービスの持続可能性の確保として、離島向けの電話サービスなどについて、NTTによる無線を利用した電話の提供を認めるに当たり、公正競争環境や安定的なサービスを確保するための措置を講じるべきだとされました。また②ブロードバンドサービスを見据えたユニバーサルサービス制度の在り方として、例えばブロードバンドサービスを将来的にユニバーサルサービスに位置付けることも見据え、ユニバーサルサービス制度の在り方について多角的に検討することが提言されたところでございます。

次に9ページをごらんください。第2章から第4章にかけては、モバイルサービス等における公正競争・消費者保護の在り方として、モバイル市場の競争環境に関する研究会及び消費者保護ルールの検証に関するワーキンググループの中間報告をまとめております。中ほどに記載しております緊急提言につきましては、今年の1月、モバイル研究会及び消費者保護ワーキングにおいて取りまとめられ、1月23日に開催されたこの部会にもご報告したところでございますが、①シンプルで分かりやすい携帯電話に係る料金プランの実現、②販売代理店の業務の適正性の確保を提言しておりまして、これを受けた電気通信事業法改正法が5月10日に成立したところでございます。

下ほどですが、緊急提言以外の取組の主な方向性としては、①事業者間の競争条件の適正化等として、接続料算定の適正性・透明性の向上や音声卸料金の適正性の確保など、②中古端末の国内流通の促進、③携帯電話契約の理解促進、④高齢者など保護の強化が必要な利用者への対応などが提言されております。

10ページは先ほどご説明いたしました電気通信事業法の一部を改正する法律についてでございます。ご参考までといたします。

11ページをお開きください。第5章はネットワーク中立性の在り方として、ネットワーク中立性に関する研究会の中間報告をまとめたものでございます。ネットワーク中立性はインターネット上のトラヒックの公平な取扱いを確保するものでございまして、このための取組として、1、帯域制御、2、優先制御、3、ゼロレーティング等に関するルールの検討の3つに分けて整理するとともに、4、ネットワーク中立性確保のための体制整備として、ネットワークの持続的な投資を確保するための関係者による協力体制の構築、逼迫対策の促進、モニタリング体制の整備が提言されているところでござい

ます。

12ページをお開きください。第6章はプラットフォームサービスに関する課題への対応の在り方として、プラットフォームサービスに関する研究会の中間報告をまとめたものでございます。プラットフォーム事業者が取得する大量のデータの活用のメカニズムが分かりづらいとの指摘がある中で、通信の秘密やプライバシー保護の観点から、プラットフォームサービスにおける利用者情報の適切な取扱いの確保などについて検討したものでございます。具体的な方向性として、①国外のプラットフォーム事業者に対する規律として、通信の秘密の保護規定が適用されるよう、法整備を視野に入れた検討を行うとともに、②利用者情報の適切な取扱いに係る規律の適用対象の見直し、③法執行の確実な担保、④国際的な調和について提言されているほか、⑤情報流通の信頼性確保として、トラストサービスの在り方やフェイクニュース・偽情報への対応についても提言されているところでございます。

13ページをごらんください。第7章は2015年電気通信事業法等改正法の施行状況についてまとめております。この法律では、法律の施行から3年後にその施行状況について検討を加えることとされております。各規定の施行状況は資料13ページに記載のとおりでございますが、中でもこの法律の改正事項でありました「2、電気通信サービスの利用者の保護」につきましては、現状、販売代理店による不適切な販売等について、行政による把握が不十分であることなどを踏まえまして、先ほどご説明しました電気通信事業法改正法が今国会で成立したところでございます。

次ページ、第3部「終わりに」では、中間報告以降の包括検証における今後の取組について整理しております。

15ページをお開きください。今後の取組といたしまして、特別委員会では、関係する委員会や研究会等とも連携し、年内の最終答申を目指して具体化に向けた検討を深めていくこととしております。特別委員会につきましては、上の側でございますけれども、専門的、集中的に検討を進める観点から、検討体制を強化することが適当であるとされたところでございます。また、一番下の段でございますが、モニタリングについて市場動向や技術動向を踏まえた機動的な政策対応を行うため、必要な事項について恒常的にモニタリングを行うための体制を整備することとされております。

最後に16ページでございます。今後の検討スケジュールをご紹介します。特別委員会における検討体制の強化につきましては、5月17日に開催された委員会におき

まして、この資料の真ん中あたり、赤字で記載されました3つのワーキンググループを設置することが了承されたところでございます。この3ワーキンググループにつきましては、6月に会合を立ち上げ、その検討結果、及びその下にございます既存の各検討会等の検討状況につきまして、10月を目途に特別委員会において取りまとめ、最終報告書としてまたこの部会にご報告することを想定しております。

以上でございます。

○山内部会長　　ありがとうございました。

以上が電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会の間取りまとめとなります。これについて皆様のご意見、ご質問等があればご発言願いたいと思います。どなたかいらっしゃいますか。

どうぞ。まずは泉本委員から。

○泉本委員　　泉本でございます。どうもご説明ありがとうございました。

今後の取組のところについて、15ページの最後、恒常的にモニタリングを行うための体制整備を実施とありますが、恒常的なモニタリングというのはどのようなものをこれから作られるのでしょうか。今の図解の中にはなかったもので、どういうことなのかと思いました。お願いいたします。

○山碕事業政策課長　　特別委員会とか各研究会でいろいろな政策検討をしておりますが、並行して事業者によりますサービスとか、新しいネットワークの動向といったことが変化してまいりますので、そうした変化の状況をこの審議会の中で組織化するかどうかというのは今後整理しますけれども、そうした刻々の変化の状況を今後の政策動向に踏まえるような、反映させるような体制を別途考えていきたいと。具体的にはこれからでございます。

○泉本委員　　ありがとうございます。

○山内部会長　　よろしいですか。では、熊谷委員。

○熊谷委員　　どうもありがとうございました。せっかくの機会なので教えていただきたいんですけども、おそらくこれはグローバルな動きをにらみながらご検討されていると思うのですが、例えば各国で対応が分かれているような大きな論点としてどういうところがあるのかとか、もしくは海外の動きと照らして日本が先行している点、もしくは少し課題が残るというか、若干おくれぎみな点とか、そのあたりの海外の流れと照らしてどういう位置付けかというあたりについて、一言ご教示いただきたいと思います。

○山崎事業政策課長　具体的な例示になるかもしれませんが、例えばプラットフォームサービスに関する研究会で通信の秘密、プライバシーの保護とか、そうしたことについて例として特に出されましたのがEUにおける取組です。いろいろな規定とか、官民あわせたファクトチェックの取組とかいったことが先進的な海外の事例として紹介されたところでございますので、それらを参考に今後の検討を深めていこうと。ほかにも幾つかございましたけれども、網羅的にご紹介できるのは、今申し上げたような取組が概要的なものかと思います。

○山内部会長　技術的なものはグローバルになってきていますので、そういう意味では同じ方向を向くのかかもしれませんけれども、今のような法制度的なものは海外を見ながら日本独自のものということなのかと思ったのですが、よろしゅうございますか。ありがとうございます。

どうぞ、知野委員。

○知野委員　11ページのネットワーク中立性の在り方ですけれども、この辺はかなりいろいろな人たちに影響が大きいと思うのですが、まず優先制御の在り方、幅広い関係者による合意形成を進めるとありますが、これは委員会でやるという、どのようなやり方を具体的に想定されているんでしょうか。

○山路データ通信課長　優先制御の在り方に関しましては、今回、原則的なものだけを決めています。何かのトラヒックを優先的に取り扱う場合には、一般利用者のインターネット利用が阻害されてしまう可能性が高いので、通信事業者が一定のサービスを優先制御する場合には、他の一般利用者のインターネット接続サービスに過度な影響を及ぼさないようにしましょうということを基本原則として今回決めました。一方で、どういったサービスを優先制御すればいいのかにつきましては、インターネットでそういう特定のトラヒックを優先制御するということについて、まだニーズがそれほど明らかになってきておりません。ですから、この辺はニーズが出つつあった際に関係事業者が集まって、あとは利用者等も集まって、幅広い関係者で議論していくことが望ましいのではないかというような結論になっております。

あわせて、先ほど今回の包括的検証の中で国際的な議論はどうかというところについて、ネットワーク中立性の関係で少し補足させていただきます。もともとアメリカでネットワーク中立性について議論が盛んになりまして、アメリカがオバマ政権下でさまざまな規制を導入して、トランプ政権にかわってから全部基本的には規制をなくすよ

うな動きになっております。一方でヨーロッパでは、当初はこういう規制は要らないと言っていたのが、2015年、16年ぐらいに規則を欧州一律で適用しようとしてきたということがございます。この辺の動きもにらみながら、日本でも共同規制という形でルール作りをしていこうということで、現在取組をしているという状況です。

以上です。

○知野委員　ゼロレーティングへの対応というのも解釈指針を作るとありますけれども、これはこの委員会ですか。

○山路データ通信課長　今回、研究会で、総務省で解釈指針を策定すべきということでご意見をいただいております。どういう形でこの解釈指針を議論していくかというのは、研究会の先生方とこれから相談していく予定です。諸外国の動きも見ると、ゼロレーティングというサービスを一律に禁止すべきではないだろう、ケースバイケースでその事業者が判断して、適切に対応していけるような解釈指針みたいなものを作ることが必要だというご提言をいただいております。事業者の方々や利用者の方々の意見を踏まえながら、ルール作りをしていきたいと考えております。

○知野委員　一般の人たちにとってはかなり変わってくるのがまだこれからで知られていないということもありますので、タイミングを見て周知されることと、それから過度にいろいろ何か格差が生まれていないか、そういうのをウオッチする仕組みみたいなものが必要だと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○山路データ通信課長　まさにこのゼロレーティングに対する解釈指針は年内を目途に策定していきたいと思っております。その解釈指針が関係の事業者によってしっかり遵守されているかどうかを先ほどのモニタリング体制でしっかり検証していくことが重要ではないかと考えております。

○山内部会長　知野委員、よろしいですか。

○知野委員　はい。

○山内部会長　ありがとうございます。ほかに。

○相田部会長代理　結構です。

○山内部会長　よろしいですか。追加的なご発言はよろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、いろいろご意見をいただきましたが、報告書について修正を要するというご意見はなかったように理解しております。したがって、本報告書を当部会の中間

答申案として了承いたしまして、意見調整の手続を行うこととしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○山内部会長 ありがとうございます。

それでは、具体的な手続は事務局にお願いいたします。

NTT東日本・西日本における光回線の卸売サービスの提供状況について

○山内部会長 続きまして、これは最後になりますけれども、NTT東日本・西日本における光回線の卸売サービスの提供状況について、総務省からご説明をお願いいたします。

○佐伯市場評価企画官 総務省の事業政策課でございます。お手元資料48-2に基づきまして、NTT東日本・西日本における光回線の卸売サービスの提供状況について、報告させていただきます。冒頭お断りさせていただきますが、本資料には「委員限り」とさせていただいている情報が含まれておりますので、お取扱いにはご配慮いただきますようお願いいたします。

少しおさらいになりますが、本報告の背景でございますが、NTT東日本・西日本が光回線の卸売サービス、通称「サービス卸」というものを提供したのが、今から約4年前の平成27年2月になります。実際にサービス卸の提供を開始するに当たって、情報通信審議会の答申、「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」の中で、「サービス卸の提供に当たり、一定の透明性が確保される仕組みの導入を検討することが適当である」という形で答申をいただいております。このような答申を受けまして、実際にはこのサービス卸の提供条件等の公平性、適正性、及び透明性を確保しなければならないということで、こういう観点を持ちましてこちらの情報通信審議会電気通信事業政策部に報告させていただいている次第でございます。直近では昨年4月に報告させていただいているところでございます。

お手元資料をおめくりいただきまして、1ページ目でございますが、今申し上げたとおり、NTT東西の光回線の卸売サービスの料金その他の提供条件の適正性及び公平性を確保する観点等から、電気通信事業法におきましては契約内容について届出を行うことが義務付けられているとともに、もう一つ「NTT東西のFTTHアクセスサービス

等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」、通称「サービス卸ガイドライン」を踏まえた対応状況について総務省に報告することが要請されているところでございます。

こうしたものにつきまして、総務省においてNTT東西からの届出、報告等により料金その他の提供条件について、適正性・公平性の観点から確認を行わせていただいたところ、NTT東日本におきましては、平成30年2月に「情報の目的外利用」という事案が1点発見されましたが、こちらの案件を除きまして、サービス卸ガイドラインとの関係で問題となるような事実は確認されなかったという形でございます。

1ページおめくりいただきまして、2ページ目がその1件、問題が発覚した点でございますが、NTT東日本が同社の商材の販売を委託するために販売委託会社に提出した電話勧誘リストに、同社の卸先の提供事業者、通称「コラボ事業者」の利用者情報が含まれていたということが発覚しております。こちらは先ほど申し上げたサービス卸ガイドラインに掲げられている問題行為、情報の目的外利用に該当するという形で、総務省からは昨年7月にこういったことがないように、業務の方法を確認し、必要に応じて適切な措置を講ずること等を要請している次第でございます。

2ページ目の右側になりますが、こちらの要請に基づきまして、NTT東日本は顧客情報を管理するシステムによってコラボ事業者の契約者情報を取り扱うことができる人員の範囲を制限的に見直したり、あるいは業務の方法を確認した上で、必要に応じて適切な措置を講ずるという形で、社内マニュアルの充実を図ったり、あるいは研修を実施されたりという形で対応されているという報告を受けているところでございます。

こちらの1件を除きまして、適正性、公平性につきましては確認したところ、問題はなかったというところがございます。

以上が報告の主なところでございますが、1点、追加的な情報といたしまして、3ページ目をおめくりください。電話番号及び光回線の継続した利用を可能とする事業者変更の開始についてというスライドを入れさせていただいております。サービス卸が平成27年2月に始まったわけですが、NTT東西からコラボ事業者に対してサービスの内容が切りかわるときには、電話番号等がそのまま継続利用できたりしたわけですが、今度は卸先同士で変更する。下の図で言いますと、コラボ事業者Aからコラボ事業者Bに契約を切りかえるときには、電話番号を継続利用できないとか、光回線の廃止・新設の工事が別途必要になる等の問題がありまして、こちらについていろいろとご指摘をいた

だいていたところでございます。それを受けて平成30年、昨年5月から総務省におきまして、「NTT東西の光サービスの卸売サービス事業者変更の在り方についてのタスクフォース」を開催いたしまして、同年8月には同タスクフォースから、利用者の利便性向上の観点から電話番号及び光回線の継続した利用を可能とする事業者変更を早期に実現するよう、提言を行っていただいたところでございます。

こちらの提言を踏まえて、NTT東西、それからコラボ事業者等の関係者間において、システム改修とか運用体制の整備等が行われて、来る7月1日よりこうした電話番号及び光回線の継続した利用を可能とする事業者変更、すなわち下の図で言うところのコラボ事業者AからBへの変更が可能となるような予定となっております。

以上、簡単ではございますが、この1年間に起きました光回線卸売サービスの適用状況についてのご報告とさせていただきます。

○山内部会長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について、ご意見、あるいはご質問があればご発言を願えますか。知野委員、どうぞ。

○知野委員　　今の3ページのところですけれども、今年6月30日までこうだったというのは、何かこういう事態を想定していなかったからこうなったんですか、それとも何か事情があるのでしょうか。

○佐伯市場評価企画官　　もともとシステム的に対応されていなかったところが一番大きな事情であったと伺っております。タスクフォースでの検討の中でも、数十億円単位でのシステム改修費用がかかるというような旨の議論がございまして、それをどのような形で、どのようなスケジュールで対応していくかというようなところに少し時間をかけて関係者において議論された上で、この7月からできるようになったというような形になっております。

○知野委員　　つまりこういう事態はあまり起こらないということで、システムで対応しなかったんですか。

○佐伯市場評価企画官　　少なくとも当初のシステムではそれはできなかったという形でございます。

○泉本委員　　想定していなかったのでしょうか。

○山内部会長　　番号のあれですか、所有権じゃないけれども、帰属とかそういうのとは関係ないんですか。

○佐伯市場評価企画官　それは直接関係ないところでございます。

○山内部会長　関係ない。ということは、委員ご指摘のようなことかもしれないですね。

それで、今回こういう形で正常化したということだと思えます。

そのほかにかがですか。特によろしゅうございますか。

ありがとうございます。1点ご意見が出ましたけれども、事務局としては受け取っていただければと思います。

閉　　会

○山内部会長　それでは、以上で本日の議題は終了とさせていただきます。

そのほか皆様から何か、全体を通じてご発言があれば承りますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

事務局から何かございますか。

○後潟管理室長　ございません。

○山内部会長　それでは、本日の会議を終了といたします。

なお、次回の日程につきましては、開催日が決まり次第、事務局よりご連絡を差し上げたいと思います。

以上で閉会でございます。どうもありがとうございました。